

平成23年第2回那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年7月13日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 16名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	熊原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎
16番	大澤夫左二				

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

13番 東谷 久男 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
相生支所長	石本 晴良	上那賀支所長	横山 尚純
木沢支所長	井本 和行	木頭支所長	平川 博史
建設課長	平川 恒	農業振興課長	中田 昌一
企画情報課長	岡川 雅裕		

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第62号 工事請負契約の締結について
(平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地)
- 日程第4 那賀町農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 発議第4号 宮ヶ谷川河川改修事業(平谷下ノ内地区)に関する要望書について
- 日程第6 報告第17号 専決処分の報告について
(平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター 変更契約)
- 報告第18号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について(4件)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時39分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。ただいまから、平成23年第2回那賀町議会臨時会を開会いたします。

午前10時39分 開議

○大澤夫左二議長 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、6月に実施した例月出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されていますのでご報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告いたします。

諸般の報告は以上であります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、議長において東谷久男君、新居敏弘君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第62号「工事請負契約の締結について（平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地）」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、平成23年第2回的那賀町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提案をいたします案件は、工事請負契約の締結1件についてご審議をいただくものでございます。その他専決処分が2件ございます。

以下、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第62号でございますが、議案第62号は「工事請負契約の締結について」であります。「平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地」について、町内の建築業者で構成された共同企業体4社を指名し、競争入札を行いました。

入札の結果、「株式会社東和・竜田建設有限会社・有限会社岩崎工務店平成23年度都市再生整備計画事業公営住宅等整備工事共同企業体」と消費税を含め146,212,500円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○大澤夫左二議長 これより、議案第62号「工事請負契約の締結について（平成23

年度都市再生整備計画事業（公営住宅等整備工事（新王子原団地）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 まず、議案を朗読をさせていただきます。

議案第62号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。平成23年7月13日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成23年度都市再生整備計画事業（公営住宅等整備工事（新王子原団地）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、146,212,500円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前141番地3、株式会社東和・竜田建設有限会社・有限会社岩崎工務店平成23年度都市再生整備計画事業公営住宅等整備工事共同企業体、代表者 株式会社東和 代表取締役 青木香恵子。

これにつきましては、先ほど提案理由にもありましたが、6月の9日に町内の建築業者さん14社を予備指名しまして、6月の15日に共同企業体の設立の説明会を行いました。その結果、4企業体が出来まして、その部分を6月の27日に指名を行いまして、7月8日入札を行いまして、お手元に入札の比較表がございますが、株式会社東和・竜田建設有限会社・有限会社岩崎工務店の共同企業体が請負率96.97%で落札しております。

事業の内容につきましては、相生地区におきまして延野保育園の跡地に木造の2階建て、3LDKでございます。その分を戸建ての分で6戸建てる予定でございます。構造については準耐火構造となっております。あと、木材の使用量につきましては、159㎡、主構造も床材も含めてでございますが、159㎡の木材を使うと。延床面積につきましては約100㎡の延面積となっております。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 今回のこの新王子原団地の町営住宅につきまして、図面は3月の定例会だったと思うんですが見せていただき、また先日同じ図面も見せていただいたんですが、木造という事は確かに私はそれでいいと思うんですが、木造は長持ちさせるのは雨仕舞いとそれとシロアリ対策だろうと思うんです。

まず雨対策についてお伺ひしたいんですが、一番心配なこの丹生谷の雨量からして、あの図面であの設計の形で庇が非常に短い。後ろの裏の片屋根で流れておる後側手はまずいいとしても、前の、前面の正面の庇っていうのは、話聞いた中では長く伸ばしても余り意味無いと、意味が無いと。それでほとんど突っ切りの形になっておるんですね。これは台風時、ちょうどあのあその場所は真ん中を通路にして6戸建てが対面式になっておるんですが、裏から吹く場合はいけるとしても正面から吹かれたら雨仕舞い、まず心配無いのかと、そこら十分なのかお聞かせ願ひたいのと、それと今の雨仕舞

いの中で天井から採光をするというようなそれもあるんですが、そこらも含めて雨仕舞いについてまず心配無いのかお伺いしたらと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 3月議会で提案させていただいた時にそのようなご意見をいただいて、それから以後、設計会社さんと当然詰めた話をさせていただいたんです。その上で、片屋根の場合にそれを長く出していってする雨仕舞いよりも、今の状態のほうの雨仕舞いが当然より有益であるというのがまず設計会社さんの意向です。意向って言うか判断ですね。

それで、じゃあその下にある小窓がございますよね。その部分について、それについての雨仕舞いってというのはどういう風な対策でするんだってという話になると、窓に対しての小庇を付けるという形の中で対策をしていく。採光についても今真ん中付近で光を採るようにしていますが、それについても問題無く雨仕舞いについては十分であると。

位置的にはここと阿南との比較になるとは思うんですが、雨量が若干多いにしてみても、今このタイプの建築ってというのは結構多く建てられている訳なんです。ですから、そういう実績の基に、設計会社さんとしては十分な施工の下に雨仕舞いについては心配無いという事で話を聞いております。

もう1点考えられるのは、片屋根でなしに寄棟みたいな形にするっていう方法があるとは思いますが、そういう風な形になってくると非常に金額的なものとか高さ的なものとかっていう形の中で、片屋根のほうが非常に有益であると。経済性の事も考えたり間取りの事も考えたりして、そういう形の中で対応させていただいているというのが、お話しした中で、3月から以降お話しさせていただいて、どうしてもこういう形の中で実施したいという事で結論付いたものでございます。

それと木造のみでやった場合には、どうしてもその今国補事業の中である準耐火構造の部分がクリアしないという部分がありますので、その部分についてはもう木造ではありませんが木造の上に準耐火をする、そういう形の中でガルバーを貼るという構造になってきておりますので、その分もご理解いただいて、ご提言いただいた、3月でご提言いただいた事については一応設計会社さんとそれなりに詰めてお話はさせていただきました。ですが、内容的には若干集成材を前側に貼るような形の中で景観には配慮させていただきましたが、大きな内容の変更は無かったという事で、皆さん方には今回そういう形の中でご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、まあそれで雨仕舞いについては、特に前の庇の雨仕舞いは完全にお願ひしたらと思います。

それともう1点、準耐火っていう事であるのですが、この中でガルバーを貼る、窓も出来るだけ小さくして小窓を、庇を付ける、で、柱も全部ボードで撒くってというような話を聞いたのですが、やっぱり国の規制緩和、「木材を使え、使え。」って言うておきながら、準耐火という名前を付けて、それに、これに合わせるって言うか、「合わん工法はやるな。」という1つの縛りがあるんですね、これ。ほじゃけん、ここらをもっと

こう国に対してちゃんと、木材を使えって言うんだったら。もうこれ火が出たら、出したら木造であろうが鉄筋であろうが鉄骨であろうが、もう関係無いと思うんですね、出したら。まあ類焼の場合は別として。ほじゃけん、もっとそこらも町として、将来的にこれだけ林業再生から町内産をどんどん使用してもらおうという、行こうという、そしてまた行こうという方向からしましても、規制緩和をもっと求めてもいいのではないかと、そういうような思いがいたします。

それともう1点、太陽光発電ってというような事も考えるんですが、今のこの東北の大震災あたりを受けて原発がああいうような形で今大変な状況にあります。自然のエネルギーを利用するという方向、これも町としては大いに考えていくべきであろうと思うんです。で、最近の若者志向としてエアコンを利用して中の空気清浄をちゃんとやっていくっていう方向だろうと思うんですが、やっぱり昔、この丹生谷の昔流の、風の建て方っていうのはこの自然にマッチした 小壁をかいて荒壁を塗って、その中でこの湿度の多い中で生活していく住宅を作っていくっていう、そういう方向も1つ取り入れてみてはどうかと思うんです。これについては、3月ではそんな事は言うたかな、言わなかったかちょっと覚えが無いんですが、何かもっとうこうそういう発想が欲しいなと思うんですが、太陽光については今後どんなようにお考えでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 取り敢えず太陽光に関しましては、今回については補助事業としては入れていない。先程来言われるように補助事業の中で縛りがあって、そのために在来工法が出来ないっていう事に関しましては、今の制度の中でどれだけ事業をうまく事運用していくかっていう事も加味されますので、それは今回についてはこういう事でご理解をいただきたい。

今後、先程言われたように、国に対して「公営住宅であろうと全て準耐火を外して下さい。」という要望なり、「太陽光の部分についても補助事業として認めて下さい。」とかいう形の中の要望については、今後検討していきなり要望していきなりという形になると思います。

(東谷久男議員「はい、終わります。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 他に質疑ございませんか。

○大澤夫左二議長 無ければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第62号「工事請負契約の締結について（平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4、「那賀町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4人とし、議長による指名推薦にしたいと思

ます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

議会推薦の農業委員は、議長において、湯浅タケコ君、中田公司君、東岡理君、中平香君、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、湯浅タケコ君、中田公司君、東岡理君、中平香君、以上の方を推薦する事に決定しました。

日程第5、発議第4号「宮ヶ谷川河川改修事業(平谷下ノ内地区)に関する要望書について」を議題といたします。本件について、提出者の説明を求めます。新居敏弘君。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 「宮ヶ谷川河川改修事業(平谷下ノ内地区)に関する要望書」につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

前の6月議会の時の議運の時に、地元の方の意見を聴いてそして要望書を出さんかといったような事でありましたので、こういった案を作りましたので提案したいと思います。読んで提案に代えさせていただきます。

「平素は町行政に対しまして、格別のご指導とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成21年8月の台風9号による浸水被害からまもなく2年が経過します。

今後、台風・豪雨により二度と浸水被害がない対策工事を国土交通省及び徳島県にご要望して参りました結果、旧木沢十二社地区は、移転・嵩上げ事業として進められ、昨年11月には被災住民と補償契約が完了し、既に住民は移転をされました。

一方、宮ヶ谷川の河川改修については、工法を宅地嵩上げに変更し、その事業内容の説明を受けましたが、一時移転し嵩上げ工事が完成後、再び現在地に戻れるのは5年から6年後との説明でした。

しかし、現段階で家屋等の移転補償調査を行っていただいておりますが、関係住民は殆どが高齢者であり、台風等の豪雨時期に入り、一刻も早く安心して暮らせる生活を切望いたしております。

よって、徳島県におかれましては、被災住民の心情を充分にご理解いただきたく、那賀町議会として以下の点につき強く要望いたします。

- 1 下ノ内地区の特別の事情を勘案し、家屋等補償については、生活基盤を守る十分な補償をお願いします。
- 2 一日も早く住民が安心して暮らせるよう、大幅な国の予算獲得と県予算の配分により事業の早期完成をお願いします。

平成23年7月13日。提出先 徳島県知事 飯泉 嘉門殿、徳島県議会議長 岡本 富治殿。那賀町議会議長 大澤夫左二。」

以上でございます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第4号「宮ヶ谷川河川改修事業（平谷下ノ内地区）に関する要望書について」これを原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、「宮ヶ谷川河川改修事業（平谷下ノ内地区）に関する要望書」は可決されました。

日程第6、報告第17号「専決処分の報告について（平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター 変更契約）」から、報告第18号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」までの2件について説明を求めます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 報告第17号、専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第25号、平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター 変更契約。平成23年7月13日提出、那賀町長 坂口博文。

裏面の専決第25号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年6月28日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額の1,603,350円、変更前が324,109,800円、変更後が325,713,150円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町和食郷字八幡原309-3、八田建設株式会社・藤井鉄工建設株式会社平成22年度都市再生整備計画事業高次都市施設整備工事共同企業体、代表 八田建設株式会社 代表取締役 八田康生。

これにつきましては、最終の舗装を6月の末までに仕上げたという形の中で、前回議会でも報告させていただいたのですが、若干雨の関係で舗装が遅れました。舗装を実施していく上で、現在のグラウンドの水勾配が若干きつくて、それに伴いまして切土を行わなければ舗装調整が中々出来ないという事が、舗装をし始めてから見つかりました。ですから、それに伴い変更契約をしたものでございます。

舗装を、切土を行った部分の不陸整正分の部分と、それに伴い生じた土の残土処理費でございます。立米数については631m³が追加となっております。

以上でございます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 私のほうからは報告第18号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について報告をさせていただきます。この報告のペーパーによりまして説明をいたします。損害賠償の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条2項の規定に基づき報告するものでございます。

めくっていただきまして、専決第21号は、これは専決処分書にもありますように、平成23年4月5日午前10時頃、発生場所は旧木頭地区の林道岩倉蟬谷線で、ここに書いてある相手方の所有する車両に山腹から落石があってフロントガラスを損傷したものでございます。損害賠償の額はこの専決処分のとおりでございます。

それから専決第22号、これは同じく平成23年4月24日午後5時45分頃、これは木沢地区の町道大用知線において、この和解の相手方の所有する車に山腹からの落石がありまして、車両の左側フロントバンパー及びグリル部を損傷し損害を与え、この専決処分書の損害賠償の額で以って賠償を行ったものでございます。

それから専決第23号につきましては、平成23年4月25日午後3時頃、これも木頭の林道海川野久保線において、この和解の相手方の所有する車両の通行中、山腹から落石がありフロントガラスを損傷したものでございまして、この損害賠償の金額でもって賠償したものでございます。

最後に専決第24号、これは平成23年5月13日午前9時から11時の間、これは旧上那賀の林道下司林谷線において、和解の相手方が所有する車を駐車し、これは駐車中に車両に戻ったところ、落石によって車両左後方が損傷して、損害賠償の額にあるような金額の損害を与えたので、賠償をしたものであります。

いずれも相手の、相手それから町が加入している全国町村会総合賠償補償保険によって補填、それから相手と和解が成立したので、この金額をそれぞれ支払って賠償を終えたという事を報告して、以上で報告を終わります。

○**大澤夫左二議長** 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

坂口町長から挨拶があります。

○**坂口博文町長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 坂口町長。

○**坂口博文町長** ご提案させていただきました全議案ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、宮ヶ谷川の河川改修事業の要望書の採択につきましては、この後また県当局・関係者と協議をさせていただき、要望日程等を調整させていただきたいと思っております。その節にはまたご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げて御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○**大澤夫左二議長** これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回那賀町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労様でございました。

午前11時10分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤 夫左二 (署名)

署 名 議 員 東谷 久男 (署名)

署 名 議 員 新居 敏弘 (署名)